

札幌市特定建築物定期報告の報告状況等の公表に関する実施要綱

平成 30 年 5 月 17 日

建築安全担当部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による特定行政庁に対する定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）に関する公表を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の建築物)

第 2 条 公表対象の建築物は、法第 12 条第 1 項及び札幌市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 18 条に掲げる建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(公表の方法)

第 3 条 公表の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 札幌市のホームページへの掲載
- (2) 定期報告窓口での閲覧

(公表事項)

第 4 条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式によるものとする。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在地（条丁目）
- (3) 特定建築物の用途区分
- (4) 対象年度における当該定期報告の有無

(公表の時期)

第 5 条 定期報告の報告状況について、1 年度分を次年度に公表するものとし、平成 29 年度分より公表を開始する。

(事前周知)

第 6 条 公表にあたっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、定期報告のお知らせ等を通じて、公表する旨を事前に周知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

